

別冊

事務事業概要

平成24年5月

健康福祉部

目 次

1 健康福祉総務課	1
2 福祉監査課	4
3 食品安全課	5
4 薬務感染症対策課	8
5 地域福祉国保課	13
6 長寿介護課	19
7 障がい福祉課	23

医療対策局

1 医療企画課	28
2 地域医療推進課	31
3 健康づくり課	35

子ども・家庭局

1 子どもの育ち推進課	43
2 子育て支援課	45

事 務 事 業 概 要

項 目	概 要																								
保 健 福 祉 事 務 所	<p>平成18年4月から、従来の県民局保健福祉部に代わり、保健・福祉サービスの一体的推進を図るため、保健福祉事務所を設置した。</p> <p>平成20年4月には、四日市市が保健所政令市に移行したことに伴い、四日市保健福祉事務所及び四日市保健所を廃止し、北勢福祉事務所を桑名保健福祉事務所の併置機関として再編した。</p> <p style="text-align: right;">〔併置機関（法必置機関）〕</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">桑名保健福祉事務所</td> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px dashed black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="width: 30%; padding-left: 10px;">桑名保健所 北勢福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">鈴鹿保健福祉事務所</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 10px;">鈴鹿保健所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">津保健福祉事務所</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 10px;">津保健所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">松阪保健福祉事務所</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 10px;">松阪保健所 多気福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">伊勢保健福祉事務所</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 10px;">伊勢保健所 度会福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">伊賀保健福祉事務所</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 10px;">伊賀保健所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">尾鷲保健福祉事務所</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 10px;">尾鷲保健所 紀北福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">熊野保健福祉事務所</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 10px;">熊野保健所 紀南福祉事務所</td> </tr> </table>	桑名保健福祉事務所		桑名保健所 北勢福祉事務所	鈴鹿保健福祉事務所		鈴鹿保健所	津保健福祉事務所		津保健所	松阪保健福祉事務所		松阪保健所 多気福祉事務所	伊勢保健福祉事務所		伊勢保健所 度会福祉事務所	伊賀保健福祉事務所		伊賀保健所	尾鷲保健福祉事務所		尾鷲保健所 紀北福祉事務所	熊野保健福祉事務所		熊野保健所 紀南福祉事務所
桑名保健福祉事務所		桑名保健所 北勢福祉事務所																							
鈴鹿保健福祉事務所		鈴鹿保健所																							
津保健福祉事務所		津保健所																							
松阪保健福祉事務所		松阪保健所 多気福祉事務所																							
伊勢保健福祉事務所		伊勢保健所 度会福祉事務所																							
伊賀保健福祉事務所		伊賀保健所																							
尾鷲保健福祉事務所		尾鷲保健所 紀北福祉事務所																							
熊野保健福祉事務所		熊野保健所 紀南福祉事務所																							

項 目	概 要																											
保 健 所	<p>地域保健法に基づき、8保健所を設置している。</p> <table border="1" data-bbox="512 237 1404 922"> <thead> <tr> <th>保健所名</th> <th>管内区域</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑 名</td> <td>桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町</td> <td>桑名市中央町5丁目71</td> </tr> <tr> <td>鈴 鹿</td> <td>鈴鹿市 亀山市</td> <td>鈴鹿市西条5丁目117</td> </tr> <tr> <td>津</td> <td>津市</td> <td>津市桜橋3丁目446-34</td> </tr> <tr> <td>松 阪</td> <td>松阪市 多気町 明和町 大台町</td> <td>松阪市高町138</td> </tr> <tr> <td>伊 勢</td> <td>伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町</td> <td>伊勢市勢田町622</td> </tr> <tr> <td>伊 賀</td> <td>伊賀市 名張市</td> <td>伊賀市四十九町2802</td> </tr> <tr> <td>尾 鷲</td> <td>尾鷲市 紀北町</td> <td>尾鷲市坂場西町1番1号</td> </tr> <tr> <td>熊 野</td> <td>熊野市 御浜町 紀宝町</td> <td>熊野市井戸町383</td> </tr> </tbody> </table>	保健所名	管内区域	所在地	桑 名	桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	桑名市中央町5丁目71	鈴 鹿	鈴鹿市 亀山市	鈴鹿市西条5丁目117	津	津市	津市桜橋3丁目446-34	松 阪	松阪市 多気町 明和町 大台町	松阪市高町138	伊 勢	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町622	伊 賀	伊賀市 名張市	伊賀市四十九町2802	尾 鷲	尾鷲市 紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号	熊 野	熊野市 御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383
保健所名	管内区域	所在地																										
桑 名	桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	桑名市中央町5丁目71																										
鈴 鹿	鈴鹿市 亀山市	鈴鹿市西条5丁目117																										
津	津市	津市桜橋3丁目446-34																										
松 阪	松阪市 多気町 明和町 大台町	松阪市高町138																										
伊 勢	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町622																										
伊 賀	伊賀市 名張市	伊賀市四十九町2802																										
尾 鷲	尾鷲市 紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号																										
熊 野	熊野市 御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383																										
福 祉 事 務 所	<p>社会福祉法に基づき、5福祉事務所を設置している。</p> <table border="1" data-bbox="486 1122 1394 1635"> <thead> <tr> <th>福祉事務所名</th> <th>管内区域</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 勢</td> <td>木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町</td> <td>四日市市新正4丁目21-5</td> </tr> <tr> <td>多 気</td> <td>明和町 大台町</td> <td>松阪市高町138</td> </tr> <tr> <td>度 会</td> <td>玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町</td> <td>伊勢市勢田町622</td> </tr> <tr> <td>紀 北</td> <td>紀北町</td> <td>尾鷲市坂場西町1番1号</td> </tr> <tr> <td>紀 南</td> <td>御浜町 紀宝町</td> <td>熊野市井戸町383</td> </tr> </tbody> </table>	福祉事務所名	管内区域	所在地	北 勢	木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	四日市市新正4丁目21-5	多 気	明和町 大台町	松阪市高町138	度 会	玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町622	紀 北	紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号	紀 南	御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383									
福祉事務所名	管内区域	所在地																										
北 勢	木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	四日市市新正4丁目21-5																										
多 気	明和町 大台町	松阪市高町138																										
度 会	玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町622																										
紀 北	紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号																										
紀 南	御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383																										

項 目	概 要
<p>(健康福祉総務課) 災 害 医 療 救 助 対 策</p>	<p>大規模災害時において、災害救助法の適用を行うなど、災害時の総合的な対策を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助基金の積立 災害に備え、救助に必要な基金の管理を行う。 2 災害弔慰金支給事業 自然災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給し、被災者の救済を行う。 3 災害援護資金貸付事業 自然災害により、住居、家財等に損害を受けた低所得世帯の救済を行う。 4 備蓄事務 災害に備え、救助に必要な備蓄物資の保守管理を行う。
<p>(健康福祉総務課) ユニバーサルデザインの の ま ち づ くり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 UD (ユニバーサルデザイン) のまちづくり推進事業 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき策定された「第2次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を推進するため、推進協議会や推進本部等を開催するなど、ユニバーサルデザインのまちづくりを促進する。 2 UDのネットワークづくり推進事業 ユニバーサルデザインの意識づくりを進めるため、学校出前授業やUDのまちづくり賞などの取組を通じ、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、地域の団体、企業等をつなぐネットワークづくりを推進する。 3 パーキングパーミット制度展開事業 身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、車いす使用者用駐車区画等を利用できる方に利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度 (仮称)」を導入し、さまざまな主体と連携して制度の定着に向けた普及啓発活動を実施する。 4 UDのまちづくり整備推進事業 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (通称：バリアフリー法)」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく公共的施設等の設計段階からの技術指導等を行い、整備基準の遵守を図る。 5 地域公共交通バリア解消促進事業 高齢者や障がい者等の移動の利便性、安全性の向上を図るため、鉄道事業者が行う駅舎へのエレベーター等の整備や、バス事業者が導入するノンステップバスの購入などのバリアフリー化の取組について、事業者や国、地元市町と協議、調整を行う。

項 目	概 要
<p>(福祉監査課) 社会福祉法人・社会福祉施設・介護保険サービス事業者及び指定障がい福祉サービス事業者等の指導及び監査</p>	<p>関係法令及び指導監査実施要綱による指導事項について、適正に実施されているか指導監査等を行い、福祉サービス事業の適正かつ円滑な運営の確保を図る。</p>
<p>(福祉監査課) 福祉五法等施行事務監査</p>	<p>県・市福祉事務所及び児童相談所における福祉五法の実施に伴う法の施行内容を個別的、具体的に検討し、福祉行政の適正な運用を確保するため事務監査を行う。</p>
<p>(福祉監査課) 有料老人ホームの検査</p>	<p>関係法令・通知で規定する設備・運営基準等の遵守状況についての検査を行い、適正な老人福祉の確保を図る。</p>
<p>(福祉監査課) 公益法人等検査</p>	<p>健康福祉部関係公益法人、特例民法法人、移行法人の適正な運営を図るため検査を行う。</p>
<p>(福祉監査課) 社会福祉法人等の認可等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人の認可 社会福祉法人の設立認可及び社会福祉事業を行っている社会福祉法人の定款変更・合併・解散等の認可についての事務を行う。 2 健康福祉部関係の公益法人及び特例民法法人の認可等 健康福祉部関係の特例民法法人の公益法人への移行認定及び一般法人への移行認可、一般法人の公益認定に関する認可等についての事務を行う。

項 目	概 要
<p>(食品安全課) 生活衛生対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活衛生対策事業 理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、興行場法及び旅館業法に基づく営業許可、監視指導等の事業を行い、県民の生活衛生の維持向上を図る。 2 生活衛生営業指導センター補助事業 生活衛生関係営業の経営の健全化を通じ、生活衛生水準の維持向上を図るため設置された(財)三重県生活衛生営業指導センターに対し補助を行う。 3 モーター類似旅館建築指導事業 青少年の健全な育成及び県民の清純な生活環境の確保を図るため、モーター類似旅館建築指導要綱により指導を行う。 4 化製場等法施行事業 化製場等に関する法律により、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置又は変更の許可及び構造設備の改善整備に対し指導を行う。 5 墓地埋葬等法施行事業 墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂、火葬場の経営に対し、許可・指導を行う。 6 衛生害虫等対策事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、衛生害虫等に関する県民からの相談に対応する。
<p>(食品安全課) 食品衛生対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食の安全食品衛生監視指導事業 県内の食品関係事業者に対する監視指導の実施、食品等製造時業者に対するHACCP手法に基づく衛生管理システムの普及及び事業者による自主管理体制の確立、食中毒警報等の情報の発信、リスクコミュニケーションの実施など食の安全・安心のための総合的な取組を実施する。 2 食の安全食品検査事業 県内で生産又は流通する食品に対して、残留農薬、残留医薬品、遺伝子組み換え食品、アレルギー物質等の検査を実施するとともに、検査体制の充実及び検査の信頼性の確保を図る。
<p>(食品安全課) 調理師及び製菓衛生師対策</p>	<p>調理師試験及び製菓衛生師試験を実施するとともに、これら資格取得者の知識、技術の向上を図る。また、調理師、製菓衛生師養成施設の監視指導を実施する。 ふぐに起因する食中毒の発生を防止するため、ふぐ取扱い講習会を開催する。</p>

項 目	概	要				
(食品安全課) 小動物対策	1 狂犬病予防事業 狂犬病予防法の規定に基づく飼い犬の登録、予防注射の普及啓発、野犬の捕獲を実施し、狂犬病の発生や犬を原因とする危害の防止に努める。 2 小動物管理事業 狂犬病予防法第6条に基づき、保健所で抑留した犬及び、動物の愛護及び管理に関する法律第35条の規定により県民から引き取った犬、猫の処分を(財)三重県小動物施設管理公社において行う。					
(食品安全課) 動物愛護管理対策	「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業や特定動物などの施設や動物の取扱い方法について監視・指導を行う。 また、三重県動物愛護管理推進実施計画に基づき、市町、関係団体等との協働による専門的で地域に密着した啓発活動を進める。					
(食品安全課) 食肉衛生対策	1 と畜検査事業 県民の食生活意識の安全志向・健康志向が高まるなか、食肉を介して起こる健康被害を防止するため、疾病獣畜の排除をはじめ、食肉の微生物汚染の防止対策、残留有害物質対策を講じ、食肉の安全性を確保する。 平成13年10月から行っている牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査を引き続き全頭実施する。 2 食鳥検査事業 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査、監視指導を行い、食鳥処理場における自主管理体制を推進することにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害発生防止を図り、安全な食鳥肉の確保を期する。 <table border="1" data-bbox="454 1355 1161 1435"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 1355 778 1395">食肉衛生検査所</th> <th data-bbox="783 1355 1161 1395">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 1402 778 1435">松阪食肉衛生検査所</td> <td data-bbox="783 1402 1161 1435">松阪市大津町字戸ノ本883-2</td> </tr> </tbody> </table>	食肉衛生検査所	所在地	松阪食肉衛生検査所	松阪市大津町字戸ノ本883-2	
食肉衛生検査所	所在地					
松阪食肉衛生検査所	松阪市大津町字戸ノ本883-2					

項 目	概 要
(食 品 安 全 課) 食 品 衛 生 専 門 監 視 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1 HACCP手法導入支援・促進 大規模食品製造加工施設に対して、HACCP手法の導入を支援、促進し、微生物汚染等による健康被害（食中毒）を未然に防止する。 2 特定施設の監視指導 大規模な特定の食品製造、加工施設及び総合衛生管理製造過程承認施設に対し計画的な監視指導を行うことにより、違反・不良食品の流通防止を図る。 3 食中毒対応 食中毒の発生に際し、適切に処理し、健康被害の拡大及び再発防止を図る。 4 自主回収報告の情報提供 「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」に基づく自主回収報告を県民等に情報提供して、自主回収が円滑に行われることを促進・支援する。
(食 品 安 全 課) J A S 表 示 適 正 化 指 導 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品表示制度（JAS法）の普及・啓発 食品の販売事業者や製造事業者など食品関連事業者や消費者を対象に、表示相談や問い合わせ対応などを通じて食品表示制度の普及・啓発を行う。 2 監視指導の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 食品監視指導計画に基づく食品衛生の取組の中で食品表示の適正化を一体的に進めるため、JAS法の観点での食品表示についての監視指導を実施するとともに、疑義通報などに基づく調査、指導を実施する。 (2) 県民（消費者）の方に食品表示に関する知識、理解を深めていただき、日常の買い物の中で消費者の視点から、外形上確認できる食品の表示状況を日常的にモニターし、情報提供していただく食品表示ウォッチャーの取組を実施する。

項 目	概	要
(薬務感染症対策課) 薬 事 対 策	<p>1 薬事審査指導事業</p> <p>(1) 薬事法に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下、「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医薬品等に関する正しい知識の普及啓発 ② 薬局の調剤業務安全性向上対策 ③ 医薬品等の販売に関する指導、監督 ④ 不良、不正表示医薬品等の指導監視 ⑤ 医薬品等の広告の監視 ⑥ 医薬品等製造販売業者に対するGQP（製造販売業者が定める製造所に対する品質管理基準）及びGVP（市販後安全対策に係る製造販売後安全管理基準）査察 ⑦ 医薬品等製造業者に対するGMP（製造管理及び品質管理に関する基準）査察 ⑧ 医薬品等製造販売業者若しくは製造業者、薬局、医薬品販売業者又は高度管理医療機器販売業者等の許可、承認、届出事務 ⑨ 登録販売者試験の実施及び登録販売者の登録 <p>(2) 薬剤師法に基づき、薬剤師の免許及び業務について指導監督を行う。</p> <p>2 薬事経済調査事業</p> <p>医薬品等の産業実態調査及び流通段階における医薬品の価格経時変動調査等により、医薬品等産業の実態把握に努める。</p> <p>3 医薬品情報サービス事業</p> <p>県民に対し、医薬品等の正しい知識の普及啓発、医薬品等による被害の未然防止を図るため、医薬品等の情報の収集を行い、県民からの要請に応じ、必要な情報を提供する（社団法人三重県薬剤師会に事業委託）。</p> <p>4 毒物劇物指導監視事業</p> <p>毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者等の登録、毒物劇物取扱責任者の試験等の業務を行うとともに、毒物劇物の事故又は盗難等の防止を図るため、毒物劇物取扱者の監視指導を実施する。</p> <p>5 激甚災害時医薬品等備蓄・供給及び毒物劇物総合対策事業</p> <p>(1) 激甚災害時医薬品等備蓄・供給体制整備事業</p> <p>災害用医薬品等の備蓄・供給体制を整備し、発災時の医薬品等の確保・供給に努める。</p> <p>(2) 激甚災害時毒物劇物総合対策事業</p> <p>毒物劇物使用・保有施設等を事前に把握するとともに、発災時等における毒物劇物の保健衛生上の危害発生防止について指導する。</p>	

項 目	概 要
<p>(薬務感染症対策課) 薬物乱用防止対策</p>	<p>(1) 薬物「ダメ。ゼッタイ。」みえ県民運動推進事業 薬物乱用防止に向けて、民間団体、学校、市町等と連携して、また、協力団体をさらに拡大して薬物乱用防止活動を行う。</p> <p>(2) 麻薬取締事業 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法に基づき、麻薬、向精神薬、覚醒剤等の厳正な管理及び適正な使用を指導する。 また、県民に不正けしに対する知識を普及するとともに、関係機関や県民と協力して不正けしを除去する。</p> <p>(3) 薬物相談ネットワーク整備事業 こころの健康センターを薬物相談の中核とし、関係機関同士の連携を強めることにより薬物相談ネットワークを充実強化する。また、相談応需職員の研修を行うことにより薬物相談に総合的に対応する体制の充実を図る。</p>
<p>(薬務感染症対策課) 医 薬 分 業</p>	<p>医薬分業を推進するとともに、かかりつけ薬局を育成する。 また、医薬分業の進展による薬剤師不足に対処するため、県内に在住する未就業薬剤師の研修を行い、その就業を促進することにより、処方せんの受け入れ体制を充実する。</p>
<p>(薬務感染症対策課) 献 血 推 進 対 策</p>	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血推進計画の確保目標量達成及び血液製剤の安定供給の確保に向け、400ml 献血及び成分献血などの献血運動を推進する。 また、献血により得られた血液が有効に利用されるよう、血液製剤の使用適正化の普及を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛の血液助け合い運動の実施 各地域において街頭ページントの開催 2 街頭献血キャンペーンの実施 (1) クリスマス献血キャンペーン (2) はたちの献血キャンペーン 3 ヤングミドナサポーター事業の実施 4 献血組織の充実強化 献血協力者、各種ボランティア等へ献血ページントへの参加協力を求めるとともに三重県の献血推進について関係団体等が協議していく場づくりに取り組む。 5 血液製剤使用適正化の普及 (1) 適正化普及研修会の開催 (2) 主要病院に対する輸血療法委員会の設置促進

項 目	概	要
<p>(薬務感染症対策課) 骨髄バンク対策</p>	<p>白血病など血液の難病の患者にとって、生への希望である骨髄バンク事業が円滑に実施されるよう骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行い、ドナー（骨髄提供者）登録の拡大を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 骨髄バンクに関する普及啓発 骨髄バンク推進月間の実施（10月） 2 ドナー登録受付窓口の拡充 <ol style="list-style-type: none"> (1) 窓口（骨髄データセンター、各保健福祉事務所（6か所））の一層の活用を図る。 (2) 休日登録及び臨時ドナー登録受付の実施により、ドナー登録を推進する。
<p>(薬務感染症対策課) メディカルバレー推進</p>	<p>地域資源を有効に活用し、消費者ニーズに対応した質の高い製品・サービスを提供する、競争力のある医療・健康・福祉産業の振興に取り組み、活力ある地域づくりと県民の健康と福祉の向上をめざす。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 メディカルバレー産学官民連携事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) メディカルバレーフォーラムの実施 産学官民が一堂に会した講演会、交流会の開催により人的ネットワークを広げる。 (2) みえメディカル研究会の開催 産学官民参加型の研究会を開催し、新たな技術開発や研究開発を創出する。 (3) メディカルバレーサポーターの活用・充実 メディカルバレーに関する分野で経験豊かな人材をサポーターとして委嘱し、事業支援・技術支援等の助言を行う。 (4) メディカルバレー総合情報発信の充実 みえメディカルバレー構想に関する総合的な情報をホームページやメディカルバレー通信などで発信する。 (5) メディカルバレー推進体制の整備 みえメディカルバレー構想を効果的に推進するため、産学官民による推進体制を整備する。 2 メディカルバレー研究開発支援事業 地域資源活用型医薬品等の開発促進 本県の豊富な天然資源を生かした医薬品、医薬部外品、化粧品等の継続的な研究開発を促進する。 3 ライフイノベーション推進事業 医療・福祉機器等の製品化促進事業 医療・福祉産業の振興と医療・福祉現場の作業環境の改善や高齢者・障がい者の生活の質の向上を図るため、医療現場や福祉・介護現場で必要とする医療・福祉機器や医療・福祉サービスの製品開発を支援する。

項 目	概 要
(薬務感染症対策課) 結 核 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 結核医療事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 に基づく患者等の申請を診査し、適正な者に対する医療費の一部を負担する。また、同法第 37 条に基づき結核患者の入院に係る医療費を公費で負担する。 2. 結核対策事業 結核の正しい知識の普及と予防及びまん延防止を図るため、患者訪問、結核健康教育並びに行政検査（患者管理健診、接触者健診）を行う。 また、高齢者や事業所の結核対策等、地域の課題に対応した事業についても実施する。 3. 結核健康診断補助金事業 結核患者の早期発見と発生防止を図るため、私立学校、社会福祉施設等の長が行う定期健康診断に要する費用に対し補助金を交付する。
(薬務感染症対策課) 感 染 症 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症対策基盤整備事業 感染症の発生およびまん延を防止するため、早期探知体制を構築し、集団発生の未然防止や発生した場合の感染拡大防止に係る取組を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症サーベイランスシステムの構築 感染症情報システムにより、的確な早期診断と早期治療に資するデータを提供することで、感染症予防に関する情報提供や啓発をより効果的・効率的に行うとともに、医療機関等に対して診療負担の軽減を図る。 (2) 感染症情報化コーディネーター等の養成 医療機関における院内感染防止や、感染症情報を効果的に情報提供し、地域における予防啓発を積極的に行う情報化コーディネーターを養成する。 2. 感染症危機管理システム事業 新型や従来のものであっても病原性が高くなったインフルエンザ、ウエストナイル脳炎等、複雑・高度化する新興感染症、輸入感染症、動物由来感染症等の県内でのまん延を阻止・拡大防止するため、感染症の探知、調査、情報提供等の総合システムの構築、運営を行う。 具体的には、地域での感染症危機管理ネットワークによる迅速な探知、最新の遺伝子技術を導入した検査機能、三重県感染症情報センターによる迅速な情報提供等を新システムの柱として構築する。 3. 感染症発生動向調査事業 流行性疾患の患者発生状況、流行の実態等を早期かつ的確に把握し、適切な予防措置を講じるため、全国的な監視体制が設置されている。県内では医療機関153施設を指定し、感染症103疾患について患者の発生状況、病原体の検索など流行の実態を把握し、情報を地域に還元する。 4. 防疫対策事業 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症の発生を予防するとともに、まん延防止のための必要な措置を講じ、公衆衛生の向上及び公共の福祉の推進を図る。

項 目	概 要
(薬務感染症対策課) 予 防 接 種 対 策	<p>予防接種業務の円滑な推進及び関係機関の指導を行うとともに、予防接種による健康被害者の救済を行う。</p> <p>また予防接種センター機能を活用し、予防接種率の向上を図り疾病予防に資するとともに予防接種に関する知識や情報の提供及び医療相談を実施する。</p>
(薬務感染症対策課) エ イ ズ 対 策	<p>エイズ（後天性免疫不全症候群）のまん延は、欧米及びアジア諸国をはじめ世界的に深刻な状況であり、我が国においても患者・感染者は年々増加し、最近は特に20代から30代までの若年層や日本人男性の同性間の性的接触による感染事例が増加している。</p> <p>現段階におけるエイズ対策の基本は、県民一人ひとりがエイズに対する正しい知識を持ち、感染の危険を回避することである。</p> <p>このため、以下の3本柱に沿って積極的かつ実効的なエイズまん延防止対策を一層強化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 正しい知識の普及啓発 2 相談・指導体制の充実及び二次感染防止対策の充実 3 検査・医療体制の充実
保 健 環 境 研 究 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康のための調査研究・試験検査の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 無承認無許可医薬品等の網羅的試験法の開発事業 <p>近年、多種多様な健康食品が手軽に購入できるようになり、無承認無許可医薬品による健康被害が多発している。このため、本研究では健康危害成分の試験法を確立することで、緊急事態における迅速な検査対応はもとより、平時における行政検査に適用することをめざす。</p> <p>また、健康危害成分等の網羅的試験法を適用し、現在流通している、いわゆる健康食品の実態を明らかにするとともに、得られた情報を内外に発信し、健康食品に潜む危険性を情報提供および普及啓発することにより、違反製品販売の抑止、健康被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的とする。</p> (2) 健康危機発生時における化学物質迅速検査マニュアル策定検討調査 他 6事業 2 感染症対策のための調査研究・試験検査の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな性感染症サーベイランス確立に向けた先駆的研究 <p>三重県における性感染症サーベイランスの報告件数は少数であり、実態を反映したものとなっていない。全国的にも現在の性感染症サーベイランスには問題があるとの認識があり、これまで「性感染症予防推進戦略的サーベイランス研究事業」等、調査研究を行ってきた。これにより得られた成果を踏まえ全国の取組に先駆けて、現状のシステムより有効に機能する性感染症サーベイランスシステムの構築をめざす。</p> (2) 三重県におけるリケッチア感染症に関する研究 他 3事業

項 目	概 要
<p>(地域福祉国保課) 地域福祉の充実</p>	<p>福祉サービスを必要とする県民が、それぞれの地域でその人らしく自立をめざし、安心して充実した生活を送りながら、さまざまな地域活動に参加する機会を確保できるよう、地域に根ざした民間団体等と連携して、地域における社会福祉活動を推進する。</p> <p>1 地域福祉活動の推進 多様化する福祉ニーズに対応するため、ボランティアや地域の住民による見守り等地域社会全体で支える仕組みづくりを推進する。</p> <p>(1) 地域の日常的な支え合い体制の整備 市町、住民組織、NPO等が実施する地域における日常的な支え合い体制の整備を支援する。</p> <p>(2) 社会福祉協議会の活動支援 県内の民間社会福祉活動の推進方策について調査研究、企画立案を行う県社会福祉協議会の福祉活動指導員の設置に対して助成する。</p> <p>(3) ボランティア活動の促進 県社会福祉協議会が運営するボランティアセンターが実施するボランティアコーディネーターの養成研修等へ助成するとともに、津市等で開催される「全国ボランティアフェスティバルみえ」を支援し、ボランティア活動の活性化を図る。</p> <p>(4) 民生委員・児童委員活動の促進 民生委員・児童委員の活動の活性化等を図るため、民生委員・児童委員に対する研修の実施や、民生委員・児童委員協議会活動に対する助成を行う。</p> <p>(5) 更生保護の推進 高齢者又は障がい者を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所等の退所者が、退所後直ちに福祉サービス等を受けることができるよう、受け入れ先のあっせん等を行う地域生活定着支援センターを運営するとともに、更生保護法人三重県保護会が行う更生保護施設の建替え費用の一部を助成する。</p> <p>2 権利擁護の推進 サービス利用者本人の意思決定を尊重し、誰もが地域で自分らしく安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助等を行うことで総合的な支援を行う。</p> <p>(1) 地域福祉権利擁護センターの活動支援 認知症高齢者、知的障がい者など判断能力に不安のある者に対して福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援する県社会福祉協議会の事業に対し助成する。</p> <p>(2) 成年後見制度の利用推進 成年後見制度利用推進検討委員会により、関係団体等と連携して、成年後見制度の利用推進のための検討を行う。</p> <p>(3) 福祉サービス運営適正化委員会への支援 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、利用者の福祉サービスに関する苦情に対して適正に解決する仕組みとして「運営適正化委員会」を設置する県社会福祉協議会に対し助成する。</p> <p>3 福祉分野の人材確保と養成 多様化、高度化する福祉・介護ニーズに対応するため、福祉・介護人材の確保及び資質向上等に努める。</p>

項 目	概 要
	<p>(1) 新たな人材の確保 小中学生等に対する福祉・介護体験研修や高校生・大学生等に対する福祉職場インターンシップ事業などを実施し、将来の福祉・介護の仕事の選択と福祉・介護職場への就労を促進する。また、離職者が介護施設等で働きながら資格を取得する事業や、福祉職場に就労意欲のある求職者を対象に無料のヘルパー養成研修を実施するなど、新たな人材の確保を図る。</p> <p>(2) 求人・求職者のマッチング支援 県社会福祉協議会に設置している福祉人材センターにおいてキャリア支援専門員を配置し、ニーズや適性に応じた求人・求職者のマッチングを支援するとともに、福祉職場説明会や、優秀な人材を確保するためのマッチングモデル事業等を実施する。</p> <p>(3) 職員の資質の向上と定着支援 複数の小規模事業所等が連携し共同で研修等を行う取組を支援するとともに、社会福祉施設職員に対する各種研修を行う県社会福祉協議会に補助を行い、社会福祉施設職員の資質の向上を図る。また、経営理念の浸透やキャリアパスの仕組みづくりなど、職員の確保・定着のために事業所がモデル的に取り組む事業を実施し、福祉・介護人材の確保・定着を図る。</p> <p>(4) 社会福祉施設の経営指導 社会福祉施設の運営全般の質的向上を図るため、社会福祉施設の運営上必要な事項等について、専門家による助言・指導等が受けられる体制を整備する県社会福祉協議会の事業に対し助成する。</p> <p>4. 福祉サービスの適正な確保 社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスについて、第三者がサービス内容を評価し公表する「見え福祉第三者評価制度」の普及促進を図り、サービスの質の向上に努める社会福祉法人等を支援する。</p>
(地域福祉国保課) 低所得者への公的 扶助(生活福祉資金 貸付等)	<p>1 生活福祉資金等の貸付 生活福祉資金貸付事業を実施する県社会福祉協議会に対し事務費等を助成することにより、低所得者世帯等の経済的自立、生活意欲の助長促進及び社会参加の促進を図る。また、離職により生計の維持が困難になった世帯の自立を支援する。 ・生活福祉資金(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型支援資金) ・臨時特例つなぎ資金</p> <p>2 住宅手当の支給 離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者等に対し、一定の要件を満たした者に住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。(県福祉事務所・福祉事務所を設置する市町)</p>

項 目	概	要
<p>(地域福祉国保課)</p> <p>戦傷病者、戦没者遺族等の対策</p>	<p>1 戦傷病者、戦没者遺族等の援護</p> <p>(1) 年金、弔慰金、給付金 戦傷病者、戦没者等の遺族に対する各種年金、弔慰金、給付金の審査、進達、裁定等の事務を行う。</p> <p>(2) 戦没者遺族相談員 戦没者遺族の相談、助言及び関係機関との連絡を行う。</p> <p>(3) 未帰還者の調査、永住帰国者の援護 ①未帰還者の消息究明、戦時死亡宣告等の事務を行う。 ②三重県に永住帰国した中国残留邦人等に対し、地域社会への定着と、早期自立を支援する自立指導員を派遣する。</p> <p>(4) 三重県戦没者追悼式 ＜平成23年度実績＞ ①時期 平成23年7月8日(金) ②場所 三重県総合文化センター ③参加人員 約9,00人</p> <p>(5) 沖縄三重の塔の維持管理 ①設置場所 沖縄県糸満市摩文仁 ②維持管理委託先 財団法人 沖縄県平和祈念財団</p> <p>(6) 三重県遺族会事業補助 戦没者を追悼するため、戦没者遺族団体が行う慰霊巡拝、遺骨収集等の参加経費の一部を助成する。 ①慰霊巡拝・遺骨収集 ②全国戦没者追悼式への参加 ③沖縄「三重の塔」慰霊祭</p> <p>2 戦傷病者の援護 旧軍人、軍属で公務上負傷し、又は疾病にかかり現に心身に障がいが残っている者及び今なお療養の必要がある者に対して、戦傷病者特別援護法により援護事務を実施する。 ・戦傷病者相談員 相談員により戦傷病者の援護相談、更生相談及び関係機関との連絡を行う。 ・療養の給付 旧軍人軍属等の公務上の傷病に関して、国家補償の精神に基づき、療養の給付を行う。</p>	
<p>(地域福祉国保課)</p> <p>旧軍人、軍属の恩給関係事務</p>	<p>1 恩給法関係事務 旧軍人等の各種恩給について、申請者からの相談、軍歴究明のための調査を行うとともに、申請者に対して請求指導を行い、国への進達事務を実施する。</p> <p>2 軍歴証明事務 恩給・年金請求等に必要の旧陸軍軍人等の軍歴証明書を交付する。</p>	

項 目	概 要									
(地域福祉国保課) 生 活 保 護	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護制度 <p>生活に困窮する人に対し、憲法で定められた最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図る。保護の実施機関は、要保護者の居住地（又は現在地）を所管する福祉事務所であり、保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の各扶助がある。</p> <p>生活保護の現状（平成23年度平均）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">生活保護世帯数</td> <td style="width: 30%;">（県計） 12,751世帯</td> <td style="width: 30%;">（郡部計） 890世帯</td> </tr> <tr> <td>生活保護人数</td> <td>17,654人</td> <td>1,148人</td> </tr> <tr> <td>生活保護率</td> <td>9.5%</td> <td>5.3%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（町福祉事務所分を除く）</p> 2 生活保護の適正実施 <p>生活保護行政の適正な運営のため、各福祉事務所に対する指導のほか、医療扶助機関、介護扶助機関に対する指定を行う。</p> 3 中国残留邦人支援給付 <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律に基づき、永住帰国した中国残留邦人の生活の安定を図ることを目的として生活費等を支給する。</p> 4 生活保護法施行事務監査 <p>県・市町福祉事務所における生活保護法施行事務の適正な運用を確保するため、その施行状況を個別的、具体的に検討する指導監査を実施する。</p> 5 職員研修 <p>生活保護法の施行に関する事務を担当する福祉事務所職員に対し、その職務遂行上必要な知識、技能及び実務を習得させ、資質の向上を図るため研修を実施する。</p> 	生活保護世帯数	（県計） 12,751世帯	（郡部計） 890世帯	生活保護人数	17,654人	1,148人	生活保護率	9.5%	5.3%
生活保護世帯数	（県計） 12,751世帯	（郡部計） 890世帯								
生活保護人数	17,654人	1,148人								
生活保護率	9.5%	5.3%								
(地域福祉国保課) 後 期 高 齢 者 医 療	<ol style="list-style-type: none"> 1 後期高齢者医療制度 <p>高齢期における健康の保持、適正な医療の確保及び生活の安定を図るため、後期高齢者医療制度が設けられており、実施主体である広域連合に対し、国、県が医療費の一部を負担する。</p> 2 後期高齢者医療事務に係る技術的助言、勧告等の実施 <p>後期高齢者医療制度の安定的運営を確保するため、広域連合・市町に対して後期高齢者医療事務に係る技術的助言、勧告等を行う。</p> 3 保険医療機関等に対する指導監査 <p>後期高齢者医療制度の適正、円滑な運営及び医療の質的向上を図るため、指導大綱等に基づき、保険医療機関等に対して東海北陸厚生局三重事務所と共同で指導監査を実施する。</p> 									

項 目	概 要
(地域福祉国保課) 福祉医療費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者医療費補助金 障がい者が医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図ることを目的として、市町が障がい者に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。 2 一人親家庭等医療費補助金 一人親家庭等が医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図ることを目的として、市町が一人親家庭等に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。 3 子ども医療費補助金 子育てに対する経済的負担を軽減し、子育て環境を整備するため、市町が子どもに対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。 〔平成24年8月まで 義務教育就学前までの入通院を対象〕 〔平成24年9月以降 小学校6年生の入通院まで対象拡大〕
(地域福祉国保課) 国民健康保険	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の制度 国民健康保険は、健康保険、船員保険、共済組合等の被用者医療保険に加入していない住民を対象とする地域医療保険と、同種の事業又は業務に従事する者を対象とする自営業者保険で、住民の疾病及び負傷に対する保険給付、疾病予防及び健康の保持増進を図ることを目的とする医療保険制度である。 (1) 実施主体（保険者） ①市町 ②国民健康保険組合（下記の4組合） ・三重県医師国民健康保険組合 ・三岐薬剤師国民健康保険組合 ・三重県歯科医師国民健康保険組合 ・三重県建設国民健康保険組合 (2) 保険給付の内容 国民健康保険の被保険者は、疾病、負傷、出産及び死亡に対し、保険給付を受けることができる。 ・療養の給付等 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話とその看護、病院または診療所への入院及び療養に伴う世話とその看護等について給付が受けられる。 ただし、入院時における食事代は一定額の自己負担が必要になる。 (3) 保険料（税） 国民健康保険事業は、保険者が世帯主又は組合員から徴収する保険料（税）及び国庫支出金で運営されており、保険者が徴収する保険料（税）の額は、保険者ごとにその実情に応じて条例の定めるところにより算定されている。 2 国民健康保険財政への支援 国民健康保険は、その性格上、特別会計を設けてその運営の健全化に努めている。事業運営が健全に行われるよう各団体に対し指導するとともに、保険者負担の軽減を図るため、保険基盤安定負担金、高額医療費共同事業負担金等により、市町等の国民健康保険事業の健全化を図っている。

項 目	概 要
	<p>(1) 保険基盤安定負担金 国民健康保険被保険者の保険料負担の緩和を図ることにより、市町国民健康保険の基盤安定に資するため、低所得者に対する保険料軽減分等の一部を負担する。</p> <p>(2) 高額医療費共同事業負担金 保険者から拠出金を徴収し、国民健康保険団体連合会が実施している高額医療費共同事業に要する経費の一部を負担する。</p> <p>(3) 財政調整交付金 市町国民健康保険財政の不均衡を調整するために調整交付金を交付する。</p> <p>3 保健事業活動 国民健康保険事業においては、保険給付を行うほか、被保険者の健康の増進、疾病の予防、早期発見、早期治療、重症化防止のため、特定健診事業等の保健事業活動を国の補助事業として実施する。</p> <p>(1) 国民健康保険病院、診療所の設置</p> <p>(2) 保健事業の実施 被保険者の健康増進、疾病の予防等の保健事業の積極的な推進を図るため、国庫補助制度により、国民健康保険の健全な運営を図る。</p> <p>4 国民健康保険指導・監査事業 保険者（市町）に対し、国民健康保険事業事務の指導・助言を行う。 保険者（国民健康保険組合）、国民健康保険団体連合会及び保険医療機関等（病院、診療所、医師、薬剤師等）に対し、国民健康保険事業の指導・監査を行う。</p> <p>5 保険医療機関等に対する指導監査 国民健康保険制度の適正、円滑な運営及び医療の質的向上を図るため、指導大綱等に基づき、保険医療機関等に対して東海北陸厚生局三重事務所と共同で指導監査を実施する。</p>
<p>(地域福祉国保課) 医療制度改革</p>	<p>1 医療費適正化計画の策定及び推進 国が中長期的な医療費適正化のために策定する基本方針に則して、生活習慣病有病者・予備群の減少、平均在院日数の短縮等を目標に定めた医療費適正化計画を策定し推進する。</p> <p>2 特定検診等実施計画の推進支援 保険者による特定検診等実施計画の策定及び推進を支援する。</p>

項 目	概 要
<p>(長寿介護課)</p> <p>介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上</p>	<p>介護保険の保険者である市町、広域連合に対して、支援を行うことにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付費県負担金 <p>保険者が、要介護者に給付する介護給付、要支援者に給付する予防給付に要する費用の12.5%（施設給付については17.5%）を県が負担する。</p> 2 介護保険財政安定化基金積立金 <p>保険者の予想を上回る介護給付費等の伸びや1号保険料の未納などによって生じる財源不足について、資金の貸付や交付を行うため、県が基金を設置する。</p> 3 介護保険財政安定化基金貸付・交付金 <p>保険者の予想を上回る介護給付費等の伸びや1号保険料の未納などによって生じる財源不足を補うため、財政安定化基金から資金の貸付・交付を行う。 平成24年度に限り1号保険料の上昇の緩和に活用するため、基金の取崩しを行い、取崩額の1/3を保険者に交付し、保険者への交付額と同額を、それぞれ、国に返還するとともに、県において介護保険に関する事業に要する経費に充てる。</p> 4 ホームヘルプサービス等利用者負担軽減事業 <p>介護保険サービスの利用者のうち、低所得で生計困難な者にかかる利用者負担を軽減すること等により、介護保険サービスの利用促進を図る。</p> 5 介護保険制度施行経費 <p>介護保険制度を円滑に実施するため、次の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険審査会の設置運営を行う。 (2) 認定に係る審査請求を審査するため、審査会に専門調査員を配置する。 (3) 介護保険の保険者に対して、担当者会議等を開催し、制度の適正な運営が図られるよう助言や支援を行う。 (4) 介護給付の適正化を図るため、「介護給付適正化計画」に基づき保険者の支援を行う。 6 介護サービス苦情処理事業 <p>三重県国民健康保険団体連合会が実施する介護サービスに対する苦情処理業務の運営経費について補助する。</p> 7 介護サービス情報の公表推進事業 <p>利用者が自ら介護サービスを選択できる仕組みづくりを進めるため、介護保険事業者等を対象にした「介護サービス情報の公表」を実施するとともに、地域密着型サービス事業所の外部評価を行う。</p> 8 認定調査員等研修事業 <p>要介護認定、要支援認定における公平・公正かつ適正な認定調査・審査等を実施するために、認定調査員、介護認定審査会委員、介護認定審査会事務局職員、主治医意見書を記載する医師に対して研修を行う。</p>

項 目	概 要
	<p>9 介護支援専門員資質向上事業 要介護高齢者に対する介護サービス計画を作成する介護支援専門員の資質向上に必要な研修（基礎研修・主任介護支援専門員研修等）及び介護支援専門員証の更新に必要な研修を実施するとともに、介護支援専門員の資格管理を行う。</p> <p>10 介護施設等職員研修事業 特別養護老人ホーム等において、たんの吸引等医療的ケアを行う介護職員を養成するための研修を実施する。</p> <p>11 介護職員処遇改善交付金事業 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、交付金を支給することにより、介護職員の賃金改善を図る。</p>
<p>（長寿介護課） 介護基盤の整備促進</p>	<p>介護サービスの基盤整備を推進し、介護保険の適切な運営を図る。</p> <p>1 介護サービス基盤整備補助事業 施設サービスを必要とする高齢者が、できるだけ円滑に入所できるよう、特別養護老人ホームの整備を支援する。</p> <p>2 高齢者福祉施設整備費利子補給補助事業 独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて特別養護老人ホームや介護老人保健施設等を整備した社会福祉法人及び医療法人に対し、その償還利子の一部を補助することにより運営の安定化を図る。</p> <p>3 介護基盤緊急整備等特別対策事業 認知症対応型グループホーム等の地域介護拠点の整備を促進するとともに、既存施設のスプリンクラー整備等を支援する。</p> <p>4 施設開設準備経費助成等特別対策事業 特別養護老人ホーム等の開設準備等に要した経費を助成する。</p> <p>5 高齢者関係施設耐震診断補助事業 高齢者関係施設の事業者が、利用者の安全安心を確保するために行う施設の耐震診断に要する費用を助成する。</p>

項 目	概 要
<p>(長寿介護課)</p> <p>在宅生活支援体制の充実</p>	<p>在宅で高齢者が安心して生活できるための施策の充実を図る。</p> <p>1 地域包括ケア推進・支援事業</p> <p>(1) 「地域包括ケア」の取組が継続的に行われるよう、地域包括支援センター職員等のネットワーク形成力の向上や地域ケア会議等へ専門家を派遣するなど、地域包括支援センターの機能強化を支援する。</p> <p>(2) 高齢者自身が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町や地域包括支援センターが行う介護予防の取組の効果的な展開を支援する。</p> <p>2 認知症対策研修・支援事業</p> <p>増加が予測される認知症への対応として、予防から医療・ケア・見守り相談といった総合的な対策を継続するとともに、引き続き若年性認知症対策への取組を行う。</p> <p>(1) 認知症高齢者のケアにかかる介護サービス職員の資質向上を図るための研修を行う。</p> <p>(2) 早期段階での認知症発見、専門的医療機関への受診誘導を進めるために、認知症サポート医の養成及びかかりつけ医への研修を行う。</p> <p>(3) 認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する。</p> <p>(4) 認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人等に対して支援する。</p> <p>(5) 専門職・行政機関・ボランティア団体等による研修等を通じ、地域における認知症に関する課題に対する具体的方策を講じる。</p> <p>(6) 認知症疾患医療センターを設置し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。</p> <p>(7) 若年性認知症の人等に対する相談窓口の設置や、若年性認知症の人の自立支援に資する生活指導等を行うモデル事業所に対する支援を行う。</p> <p>(8) 市町や地域包括支援センター、介護施設など高齢者に携わる業務に従事する職員等を対象とした権利擁護等に関する研修を実施する。</p> <p>3 軽費老人ホーム運営費補助事業</p> <p>在宅での生活が困難な高齢者が低額で利用できるように、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）の施設運営に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>4 福祉有償運送普及促進支援事業</p> <p>福祉有償運送を行うNPO等非営利法人が、利用者の安全と利便を確保するために要した研修費、車両購入費等の経費について、市町が助成した場合に、その一部を助成する。</p> <p>5 みえ地域ケア体制整備推進事業</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケア体制の推進を図る。</p> <p>(1) 県内地域における地域ケアの取組を促進するため、県内外の先進的な取組事例を紹介し、取組の特徴や工夫点を探るなどし、地域の具体的な行動に結びつける。</p> <p>(2) 介護についての理解と認識を深めることを目的に、介護の意義や重要性について周知する啓発活動を行う。</p>

項 目	概 要
	<p>6 介護保険サービス事業者・施設指定事業 介護保険制度の円滑な推進のため、指定居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者・介護保険施設の指定、指導等を行う。</p> <p>7 地域支援事業県交付金 要介護・要支援となることの予防や要介護となった場合にも、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する地域支援事業の介護予防事業に要する経費の12.5%、包括的支援事業・任意事業に要する経費の19.75%を交付する。</p>
<p>(長寿介護課) 高齢者の社会参加 環境づくり</p>	<p>明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者が地域のなかで、これまで培った豊かな経験と知識、技能を発揮し、生きがいを持って社会活動を行える環境づくりを進める。</p> <p>1 高齢者の社会参加や地域貢献事業の促進 全国健康福祉祭（ねんりんピック）など的高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動や地域で主体的な社会活動を進める組織を支援する。</p> <p>2 老人クラブ活動への支援 単位老人クラブ、市町老人クラブ連合会、県老人クラブ連合会に対してボランティア等の地域貢献活動や高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動を支援する。</p>

項 目	概 要
<p>(障がい福祉課)</p> <p>精神障がい者の適正な保健医療の確保</p>	<p>精神障がい者等の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のための援助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健措置事業 <p>県民からの精神障がい者の診察及び保護の申請、精神科病院の管理者からの届出、警察官、検察官、保護観察所長、矯正施設長からの通報により、調査のうえ、精神保健指定医の診察により自傷他害のおそれのある者を措置入院させるとともに、医療費を公費負担する。</p> 2 精神医療審査会運営事業 <p>精神医療審査会において、各医療機関に措置入院、医療保護入院する者及び入院中の者の入院の適否、入院継続の可否を審査する。また、入院患者等からの退院及び処遇改善に関する請求を審査する。</p> 3 自立支援医療（精神通院医療）負担金事業 <p>障害者自立支援法に基づく患者等の申請を審査し、適正な者に対する医療費のうち、社会保険各法等による医療給付及び自己負担分10%を控除した額を公費負担する。</p> 4 通院患者リハビリテーション事業 <p>精神障がい者を一定期間、事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等のかん養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障がい者の社会復帰を図る。</p> 5 精神障害者保健福祉手帳交付事業 <p>精神障がい者福祉の充実を図るため、精神障がい者に手帳を発行し、各種の援助制度が受けられる枠組みをつくり、関係各方面の協力により、各種の支援策を促進し、もって精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る。</p> 6 精神障がい者保健福祉相談指導事業 <p>在宅の精神障がい者及びその家族等に対し、精神保健に関する相談指導及び社会復帰や自立と社会参加の促進を図るための相談指導を行う。</p> 7 精神科救急医療システム運用事業 <p>24時間精神科救急医療相談及び休日又は夜間等における緊急な医療を必要とする精神障がい者等のため精神科救急医療体制を確保する。</p> 8 精神障がい者地域移行支援事業 <p>精神科病院に入院している精神障がい者のうち、地域での条件が整えば退院が可能な者に対し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図りながら、円滑に地域移行できるよう支援を行う。</p> 9 精神障がい者アウトリーチ推進事業 <p>未受診、治療中断の精神障がい者が、入院という形に頼らず地域で生活が続けられるよう、医療や福祉の専門職がチームで24時間体制の訪問支援を行う。（平成23年度からの3か年モデル事業）</p>

項 目	概 要
<p>(障がい福祉課)</p> <p>障がい者の相談支援体制の整備</p>	<p>障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制の充実を図る。</p> <p>1 圏域障がい者相談支援事業</p> <p>(1) 障がい者就業・生活支援事業 就労中又は就労を希望している障がい者について相談に応じ、ハローワーク等関係機関との連携のもと、就労機会の提供や就労継続支援等必要な支援を行う。</p> <p>(2) 障がい児等療育相談支援事業 児童の療育に重点を置き、知的障がい児(者)、身体障がい児(者)の地域における生活を支えるため、相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図る。</p> <p>(3) 相談支援体制整備事業 障がい福祉に関する知識・経験が豊富な人材を各圏域に配置し、地域の相談支援体制の調整・支援を行う。</p> <p>2 専門性の高い支援事業</p> <p>(1) 高次脳機能障がい者生活支援事業 高次脳機能障がい者の社会復帰を図るため、連絡調整委員会の設置により支援体制の充実を図るとともに、具体的なマネジメントを通じて社会復帰や地域生活を支援する。</p> <p>(2) 自閉症・発達障害支援センター事業 自閉症や発達障がいなど特有の障がいを有する障がい児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障がい支援センターを設置し、相談・助言・指導・就労に関する支援を行う。</p> <p>(3) 重症心身障がい児(者)相談支援事業 在宅の重症心身障がい児(者)及びその家族を支援するため、相談に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行う。</p> <p>3 ピアカウンセラー・ピアサポーター養成事業 障がいのある人自身が他の障がい者の相談にあたるピアカウンセラーや、障がいのある人自身が他の障がい者の支援活動を行うピアサポーターの養成に取り組む。</p> <p>4 人材育成事業 障がい福祉のベースを担う人材を育成するため、体系的な人材育成を構築し、具体的な人材育成に向けた研修を実施する。</p> <p>5 障害者相談支援センター運営 市町に対する専門的・技術的な援助指導業務を実施し、相談判定業務・身体障害者手帳・療育手帳発行業務を行う。</p>

項 目	概	要
<p>(障がい福祉課)</p> <p>障がい福祉サービスの適切な提供</p>	<p>障がい者一人ひとりのニーズに応じた支援や、自立・就労に向けた支援など、生活全般にわたる障がい福祉サービスの提供を行う。</p> <p>1 日中活動系サービス・訪問系サービスの充実</p> <p>(1) 障害者介護給付費負担金 障がい児(者)に対する居宅介護事業、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助等の障がい福祉サービスを支給する市町に補助する。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業 市町が地域の実情に応じ柔軟な事業形態により実施する地域生活支援事業を補助する。</p> <p>(3) 更生医療費負担 身体障がい者の日常生活能力、職業能力を回復させることを目的として、身体上の障がいを軽減、除去するための医療を給付する事業を実施する市町に助成する。</p> <p>(4) 障がい者補装具給付費負担 身体障がい児(者)に車いす等の補装具を交付・修理する費用を負担する市町に対して補助する。</p> <p>(5) 特別障害者手当給付費事業 精神又は身体に重度の障害を有する者に特別障害者手当(児童の場合は障害児福祉手当)を支給する。</p> <p>(6) 障がい児施設支援等事業 障がい児施設に措置した場合に要する費用及び施設支援等に要する費用を負担する。</p> <p>(7) 障害者手帳交付事務 障がい者の更生を援助し、障がい者の生活の安定に寄与するため身体障がい者・知的障がい者に手帳を交付する。</p> <p>(8) 障害者自立支援緊急対策助成事業 障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を目的として事業を実施するとともに、市町や事業者が行う事業に要する経費の一部を助成する。</p> <p>2 就労の支援</p> <p>(1) 障がい者就労安心事業 授産施設等を退所した障がい者が施設職員のサポートを受ける事で、就労の定着化を図る。</p> <p>(2) 社会的就労支援事業 工賃アップに繋がる研修会を実施するとともに共同で受注・品質管理を行う共同受注窓口を設置する。 障がいのある人とない人が対等な立場で働く先進的な取組である社会的事業所に運営助成を行う。</p> <p>(3) 県庁舎における職場実習 知的障がい者・精神障がい者が県庁舎において職場実習することで雇用の可能性を検討するとともに県職員の意識改革を図る。</p>	

項 目	概 要
	<p>3 保険と年金の充実</p> <p>(1) 心身障害者扶養共済事業 心身障害者扶養共済制度に加入の障がい児（者）の保護者が、死亡又は重度障がいになったとき、残された障がい児（者）に年金を支給する。 また、障がい児（者）自身が死亡したときは、弔慰金を支給する。</p>
<p>(障がい福祉課) 障がい者福祉サービス提供基盤の整備促進</p>	<p>障がい者が地域で自立して暮らすことのできるよう、日中活動の場やグループホームの整備などサービス基盤の整備を進める。</p> <p>1 暮らしの場の確保・災害に対する施設の整備</p> <p>(1) 障がい者の地域移行受け皿整備事業 障がい者の地域生活を推進するためにグループホーム等の改修及び新規整備費を補助する。また、重度身体障がい者等に試行的に独力で生活する宿泊体験をしてもらい、自立生活への意欲の増進等を図る重度身体障がい者等自立体験事業を実施する。</p> <p>(2) 障がい者施設耐震化等整備事業 火災・地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備に助成する。</p> <p>(3) 障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業 障がい者福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の設置主体が実施する耐震診断・修繕等に助成する。</p> <p>(4) 地域生活移行推進事業 障がい者の地域生活移行推進に関するフォーラム等を実施する。</p> <p>2 障がい児（者）福祉施設の運営</p> <p>(1) 身体障害者総合福祉センター運営事業 障害者支援施設並びに身体障害者福祉センター（A型）の2部門の機能を総合的に運用し、身体障がい者に高度で専門的なサービスを提供する。 所在地 津市一身田大古曾670-2 指定管理者 社会福祉法人三重県厚生事業団（障害者相談支援センターを除く。）</p> <p>(2) 知的障がい者施設支援事業 県の施策であるセーフティネット機能事業を委託する。 所在地 津市稲葉町3989 委託先 社会福祉法人三重県厚生事業団</p>

項 目	概 要
(障がい福祉課) 障がい者の 社会参加環境づくり	<p>さまざまな障がい者のニーズに対応し、障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように支援し、文化、スポーツなど多様な社会参加を通じて、自己表現、自己実現へとつながる総合的な社会参加促進を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者の社会参加への環境づくり <p>三重県障がい者社会参加推進センターの設置</p> <p>障がい者の社会参加の促進を総合的、効果的に進めるため、三重県障がい者社会参加推進センターを設置し、(公社)三重県障害者団体連合会に運営を委託する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談支援 相談員の研修の実施 (2) 情報支援 盲ろう者通訳介助員派遣 (3) 生活訓練 それぞれの障がいに応じた生活訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能障がい者発声訓練・指導者養成等 (4) スポーツ振興等地域交流支援 スポーツ教室、レクリエーション教室の開催 (5) 啓発広報 障がい者福祉フォーラム三重の開催 (6) 身体障がい者支援 指定居宅介護事業者情報提供、身体障害者補助犬育成等 (7) 精神障がい者支援 ボランティア団体活動支援等 2 視覚障がい者の社会活動の促進 <p>視覚障がい者の社会参加を促進するため、三重県視覚障害者支援センターを設置して(社福)三重県視覚障害者協会を指定管理者とし、三重県点字図書館の運営、点訳・朗読奉仕事業等の指導育成、図書奨励及び相談事業を実施する。</p> <p>また、(社福)伊賀市社会事業協会が設置する上野点字図書館の運営費を助成する。</p> 3 聴覚障がい者の社会活動の促進 <p>聴覚障がい者の社会参加を促進するため、三重県聴覚障害者支援センターを設置して(社団)三重県聴覚障害者協会を指定管理者とし、字幕付き映像ライブラリー製作・貸出、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣、災害発生時の聴覚障がい者の被災者支援を実施する。</p> 4 障がい者スポーツの環境づくり <p>平成 33 年度に予定されている全国障害者スポーツ大会の三重大会での開催に向けて、障がい者スポーツ団体の育成・支援を行い、障がい者スポーツの参加意欲と機会の充実を図るとともに、全国大会や国際大会で活躍できるアスリートを育てられる環境づくりを進める。</p> 5 障がい者の持つ県民力を発揮する事業 <p>障がい者が積極的に社会に出て持っている力を発揮できるよう、芸術文化能力の発表機会の場として「障がい者芸術文化祭(仮称)」を開催する。</p>
障害者相談支援 センター (再掲)	<p>身体障がい者及び知的障がい者に関する相談・判定・指導などの地域生活支援や入所調整をはじめ、県内相談支援体制の広域調整や人材育成、地域移行、就労支援を実施する。</p> <p>所在地 津市一身田大古曾670-2 (身体障害者総合福祉センター内)</p>